医師の診断書・意見書等が必要な対象者について

利用されているお子さんはいずれかにあてはまりますか？
・障害者手帳（身体・療育・精神保健福祉手帳）のいずれかを所持
・特別児童扶養手当等を受給
※難病を有する場合は、ご相談ください。

いいえ

はい

来年度（４月から）は小学校、中学校、高等学校の１年生ですか？

いいえ

はい

医師の診断書・意見書等の提出は不要です。

児童発達支援、放課後等デイサービスを利用するため、今年度（１年以内）に、医師の診断書・意見書等を提出しましたか？

はい

いいえ

小学校、中学校、高等学校１年生の放課後等デイサービス利用の申請時に、医師の診断書・意見書等の提出が必要です。

〇医師の診断書等についての注意点〇

・療育の必要性に関する所見の記述が必要です。
・医師の診断書・意見書等の発行は申請日前１年以内となります。
・通所受給者証の給付決定期間内に申請書・医師の診断書等の提出がご事情により間に合わない場合等、事前にご相談ください。

〒３６６－８５０１　深谷市仲町１１－１
福祉健康部　障害福祉課
ＴＥＬ　０４８－５７１－１０１１
ＦＡＸ　０４８－５７４－６６６７